

プロジェクト	実務対応
項目	仮想通貨に係る会計上の取扱い 第 108 回実務対応専門委員会及び第 370 回企業会計基準委員会で 聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 108 回実務対応専門委員会（2017 年 10 月 5 日開催）（以下「第 108 回専門委員会」という。）及び第 370 回企業会計基準専門委員会（2017 年 10 月 12 日開催）で議論された仮想通貨に係る会計上の取扱いについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。

仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理

（期末における仮想通貨の評価に関する会計処理）

第 108 回専門委員会で聞かれた意見

2. 市場における流動性が急に変容することも多分に想定されるが、期中における市場の状況変化、すなわち活発な市場がないと評価していた仮想通貨が活発な市場がある仮想通貨に評価替えを行う場合、逆に活発な市場が存在すると評価していた仮想通貨を活発な市場が存在しない仮想通貨に評価替えを行う場合の取扱いを明示すべきではないか。

上記の意見を踏まえて、仮想通貨の取引に係る「活発な市場」に関する判断を変更した場合の取扱いを規定するように、文案（審議事項(2)-2）の第 10 項及び第 11 項を記載している。

3. 活発な市場の定義については、IFRS 第 13 号「公正価値測定」を踏まえた今後の日本基準開発の検討範囲に含まれる可能性があるため、用語について齟齬が生じないように考慮すべきではないか。

上記の意見を踏まえて、仮想通貨の取引に係る「活発な市場」について IFRS 第 13 号「公正価値測定」を参考に文案（審議事項(2)-2）の第 8 項を見直しており、仮想通貨の取引に係る「活発な市場が存在する場合」とは、「継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所及び仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われる場合」としている。

第 370 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

4. 取得原価と処分見込価額との差額を損失として処理した場合の当該損失処理額の戻れを行うか否かの規定を切放し法のみとする場合には、損失見込みの確実性など、切放し法のみとした根拠を明確に記載すべきではないか。

「棚卸資産の評価に関する会計基準」では、以下の考え方が記載されている。

- 損失発生の可能性の高さを要件とするか否かで切放し法と洗い替法を使い分ける考え方がある。
- 将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理において、いったん費用処理した金額を戻し入れることは、適切ではないという考え方がある。

上記のように洗替え法及び切放し法を採用する根拠には様々な考え方があるが、活発な市場が存在しない仮想通貨の場合、その取引形態や価格形成の仕組みが現状においては明らかではないことから、処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）まで簿価を切り下げた後には、保守的に切放し法を適用することとした。

5. 活発な市場が存在する仮想通貨の評価を、原則時価で評価とした場合、仮想通貨交換業者が一度に換金できず市場の形成価格に影響を与えるほどの大量の仮想通貨を保有しているようなときには、時価を過大に評価することになってしまう恐れがあり、時価の調整を行う必要性が生じると考えられるが、このような調整を回避するためにも原則取得原価で評価するとすべきではないか。

本資料第 3 項の対応のとおり、仮想通貨の取引に係る「活発な市場が存在する場合」の内容を見直し、継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所及び仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われる場合としている。よって、活発な市場が存在する仮想通貨が存在する場合には、当該仮想通貨の大量保有要因による市場価格への影響を考慮する必要性は乏しくなると考えられる。

また、国際的な会計基準においては、大量保有要因は評価対象である仮想通貨の商品固有としての特徴ではなく、保有する企業固有の特徴を表すものであり、企業の保有の規模は市場参加者の観点から行う公正価値測定とは関連性がないことから、公正価値測定において考慮することが禁止されている（IFRS 第 13 号「公正価値測定」第 69 項、BC156、BC157）。よって、仮想通貨の大量保有要因を仮想通貨の時価評価において調整しないことは国際的な会計基準の考え方とも整合的と考えられる。

6. 「仮想通貨交換業者が保有する仮想通貨」という表現は、預託者から預かった仮想

通貨をも含意するようにも捉えられかねないことから、「仮想通貨交換業者に帰属する仮想通貨」といった表現が望ましいのではないか。

「帰属する」とは、一般的に「財産・権利・領土などが特定の人や団体・国のものになること」を意味するが、「保有する」と概ね同様の意味を有することから、「仮想通貨交換業者に帰属する仮想通貨」と記載を変更したとしても、必ずしも表現の明確化にはつながらないものと考えられる。

また、文案(審議事項(2)-2)において、仮想通貨交換業者が保有する仮想通貨については、預託者から預かった仮想通貨を除く旨の記載がなされており、現在の記載の方法によっても預託者から預かった仮想通貨を含むと誤解される可能性は低いと考えられる。

(活発な市場の判断規準)

第108回専門委員会で聞かれた意見

7. 活発な市場の判断規準において、「仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において取引の対象とされていない仮想通貨」に該当する場合は「活発な市場が存在する仮想通貨」に該当しないこととしているが、そもそもアウトリーチの結果によれば仮想通貨交換業者の取引の対象とされていないような仮想通貨は存在しないように思われるため、判断規準として独立して項を設ける必要性は乏しいのではないか。

現在の文案(審議事項(2)-2)においては、「活発な市場が存在する場合」とは「継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所及び仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われる場合」に変更している。

(活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格)

第108回専門委員会で聞かれた意見

8. 取引は24時間行われており、また価格も変動差が激しいものがあるため、どの時点の価格を適用するかという時点の問題を規定する必要はないか。

他の会計基準(外貨建取引等会計処理基準等)においても、時点について詳細な定めを置いておらず、実務慣行に委ねられていることから、仮想通貨についても特段規定しないこととする。

9. 仮想通貨交換業者が活発な市場が存在する仮想通貨を自己の運営する仮想通貨取引所のみで取り扱っている場合で、自己の取引量の割合の重要性が高いときには、

仮想通貨利用者は時価で評価をする一方、仮想通貨交換業者は原価評価を行うことを想定しているのか。

10. 仮想通貨交換業者が活発な市場が存在する仮想通貨を自己の運営する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所のみで取り扱っている場合で、自己の取引実績の最も大きい市場が自己の運営する仮想通貨取引所であるような場合の仮想通貨交換業者が使用する市場価格は、実務対応報告の文案第 11 項（現第 9 項）(1)(2)のいずれの要件にも該当しないと考えられるため、いずれにも該当しない場合の取扱いを明示すべきではないか。
11. 第三者の市場においては気配値であっても市場価格として認めており、自己の運営する仮想通貨取引所において自己の取引量の割合の重要性が高い場合でも、取引が頻繁に成立しているのであれば、成立する価格を市場価格として捉えることはできないのか。

本資料第 3 項の対応のとおり、仮想通貨の取引に係る「活発な市場」について継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所及び仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われることを前提としたことから、基本的に、活発な市場が存在する仮想通貨について仮想通貨交換業者が取引価格等へ影響を与えることは想定されないと考えられる。

よって、仮想通貨交換業者が活発な市場が存在する仮想通貨を自己の運営する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所で取引する場合の定めは特段設けない方向で文案（審議事項(2)-2）を見直している。

12. 保有する仮想通貨の評価に使用する市場価格は、常識的に実現可能な範囲であればよく、監査においてその合理性が確認できればよいのだから、細かく規定するべき類のものではないのではないのか。

本実務対応報告の検討においては、必要最小限の項目を提案する方向で文案（審議事項(2)-2）を作成しており、詳細な定めまでは置いていない。

第 370 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

13. 仮想通貨は売値と買値の差（スプレッド）が一般的にかなり広いと考えられるため、売値、仲値、買値のいずれも時価として認められることを規定した上で、どの価格を評価に使用するのかを会計方針として開示させるなど、期末評価を行う際の時価がどの価格を指すのかを定めておく必要がある。

本資料第 12 項でも仮想通貨の評価に使用する市場価格について詳細な定めを置

く必要はない旨の意見が聞かれており、また、他の会計基準（外貨建取引等会計処理基準等）においても、詳細な定めを置いていないことから、文案（審議事項(2)-2）において特段規定しない。

14. 金融商品と比較して、仮想通貨の取引コストは国により状況が相違しその金額も多額になる場合が想定されることから、時価評価において当該取引コストをどのように取り扱うかを定めておく必要がある。

上記の意見を踏まえ、文案（審議事項(2)-2）の第9項を見直している。

15. 活発な市場が存在しない仮想通貨を取得原価で評価を行う場合には、期末評価に際して移動平均法や先入先出法などの評価方法を定めておく必要がある。

上記の意見を踏まえ、文案（審議事項(2)-2）の第4項(8)に評価方法を例示している。

仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理

（顧客からの預かり仮想通貨に係る資産及び負債の認識について）

第108回専門委員会で聞かれた意見

16. 売却損益の認識時点の判断規準については「契約が成立した時」とし明確であるが、預かった仮想通貨を資産として認識する場合は「預かったとき」のみであり、定義が不明確ではないか。より契約に近い表現をした方がわかりやすいのではないか。

上記の意見を踏まえて、仮想通貨の売却損益の認識時点と仮想通貨を預託者から預かった時点の表現を整合させるよう、文案（審議事項(2)-2）の第12項を見直している。

17. 用語の定義において「市場価格」と「時価」を使い分けているが、預かった資産の当初認識時の帳簿価額は、その他の項との平仄を合わせ、「時価」ではなく「市場価格」としてもよいのではないか。あえて「時価」とした意図が読み取れない。

預託者から預かる仮想通貨には、活発な市場が存在するものと存在しないものの両方が想定されるため、市場価格ではなく時価と記載としている。

18. 預かった仮想通貨に係る資産について、負債側を見れば預かり仮想通貨と自己の保

有する仮想通貨の区分は可能であるが、貸借対照表の表示として区分掲記の必要性はないか。

本実務対応報告は、仮想通貨の会計処理及び表示に関する当面の取扱いとして、必要最小限の項目を明らかにすることを目的としており、仮想通貨交換業者の貸借対照表における表示については特段定めないことが考えられる。

(顧客からの預かり仮想通貨に係る資産の期末の評価及び負債の貸借対照表価額について)

第 370 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

19. 活発な市場が存在しない仮想通貨を仮想通貨交換業者が預託者から預かった場合には、自己の保有する仮想通貨と預かった仮想通貨に区分し、いずれも預託者に通知する時価で評価を行う方が、管理も容易でよいのではないか。

仮想通貨交換業者が保有する仮想通貨と預かった仮想通貨を区分して評価する点については、文案（審議事項(2)-2）の第 14 項において明確になるよう見直している。なお、活発な市場が存在しない仮想通貨については、市場価格が存在しないことから、必ずしも時価を把握することが管理上容易であるとは限らないと考えられる。

仮想通貨の売却損益の認識時点

第 370 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

20. クロス取引を念頭に、仮想通貨の売却損益の認識時点として「実質的に売却契約が成立した時点」としてはどうか。

仮想通貨の売買取引の場合、売買契約が成立した後は、通常、売手は売却した仮想通貨の価格変動リスク等に実質的に晒されておらず、売却損益は確定していると考えられる。

しかしながら、形式的に売買契約が成立していたとしても、売手が買い戻す権利又は義務を有することにより売却した仮想通貨の価格変動リスク等に実質的に晒されている場合には、売却損益は確定していないと考えられるため、売却損益を認識しない旨を結論の背景に記載することが考えられる。

21. 仮想通貨同士の交換取引について、交換時に売却益を計上することが適切か否かを定める必要があるのではないか。

本実務対応報告は、仮想通貨の会計処理及び表示に関する当面の取扱いとして、必要最小限の項目を明らかにすることを目的としており、上記の意見に関する規定については特段定めないことが考えられる。

開示

第108回専門委員会で聞かれた意見

22. 売買契約は行ったがブロックチェーンに書き込まれないものは将来的に未決済となるリスクを内在しており、開示の必要性があるのではないか。

仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨については自己が保有する仮想通貨と適切に分別管理されていることを前提としており、売買契約を行ったがブロックチェーン等のネットワーク残高に記録されていない金額の開示を求める必要性は乏しいと考えられる。

23. 市場価格の適用時点を会社側で決める場合など、適用した時価の開示について、評価方法の継続性の問題への牽制にもなるため、何を時価としたのかを継続して開示させることはどうか。

適用した時価に関する時点は仮想通貨に固有の論点ではなく、例えば、外貨においても同様の流動性が低い場合があるが、詳細な開示の定めは置かれていないことから、開示を求める必要性は乏しいと考えられる。

24. 損益計算書上の表示について、仮想通貨交換業者のみの損益計算書上の表示としているが、仮想通貨利用者も同様の純額表示になると想定されるため、併せて記載すべきではないか。

仮想通貨利用者が仮想通貨を保有する目的は、現時点では、取引の決済手段や時価の変動により利益を得ることが想定される。

まず、仮想通貨利用者が仮想通貨を価格変動により売却利益を得る目的で保有する場合には、仮想通貨交換業者と同様に、売却収入から売却原価を控除して算定した純額を表示することが適切と考えられる。また、仮想通貨利用者が仮想通貨を決済手段として利用する場合には、法定通貨の代替的手段として用いるものと考えられ、外国通貨と同様に、売却収入から売却原価を控除して算定した純額を表示することが適切と考えられる。

したがって、仮想通貨利用者が仮想通貨の売却取引を行う場合についても、売却

収入から売却原価を控除して算定した純額を表示することとした上記の意見を踏まえ、文案（審議事項(2)-2）の第16項を修正した。

25. 確かに金融商品会計に関するQ&Aにおいても、売買目的有価証券に係る損益は、売却損益及び評価損益を一括して表示することを認めているが、仮想通貨交換業者のようにそれを本業として行う事業者が、それらを一括して表示することは適切ではないのではないか。

上記の意見を踏まえ、文案（審議事項(2)-2）を修正し、売却損益と評価損益と一括して表示することは定めないこととした。

第370回企業会計基準委員会で聞かれた意見

26. 仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨と自己が保有する仮想通貨を区分して表示し、また、重要な仮想通貨については、通貨ごとにその内訳を注記開示させることが必要ではないか。

本実務対応報告は、仮想通貨の会計処理及び表示に関する当面の取扱いとして、必要最小限の項目を明らかにすることを目的としている。預託者から預かった仮想通貨については、預託者に対する返還義務を負債として資産と同額計上するため、自己が保有する仮想通貨を区分して表記する必要性は乏しいと考えられる。

また、仮想通貨の内訳を注記開示する点については、外国通貨における取扱いと同様に、目的や根拠に乏しいと考えられる。

27. 活発な市場が存在しない仮想通貨の場合にあっては、取得原価で評価を行っていたとしても、含み損益に関わる情報を開示させるべきではないか。

活発な市場が存在しない仮想通貨については、価格下落サイドは処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）まで損失計上されることになり、含み損益の開示は、実質的に含み益の開示になる。活発な市場が存在しない仮想通貨には市場価格が存在せず、毎期末において客観的な価額としての時価を把握することが極めて困難な場合が多いことが想定されるため、含み益に関する情報の有用性は乏しいと考えられる。

適用時期

第108回専門委員会で聞かれた意見

28. 資金決済法で提出が求められる財務諸表に含まれる財務数値の年数によっては遡

及修正の監査実務に与える影響も異なるため、その範囲を明確にした上で経過措置が必要か否かを判断すべきではないか。

29. 売却損益の認識時点などの論点も含まれるため、遡及修正に係る実務への影響を考慮し、公表日以後ではなく事業年度の期首から適用とする方法もあるのではないかと。
30. 会計システムとの対応の問題など、準備期間が必要な業者もあると想定されるため、適用時期を工夫すべきではないかと。

本資料第 28 項から第 30 項の意見については、次回以降検討予定。

その他

第 108 回専門委員会で聞かれた意見

31. 実務対応報告の文案の「Ⅱ. 保有する仮想通貨の期末評価」の項の中で「4. 仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨に係る期末の資産の評価及び負債の貸借対照表価額」の記載があり、「保有する仮想通貨」と「預かった仮想通貨」の内容が混在し紛らわしいため、切り分けて記載するなどの工夫をすべきではないかと。

上記の意見を踏まえ、文案（審議事項(2)-2）の構成を見直し、保有する仮想通貨の会計処理と預託者から預かった仮想通貨の会計処理を区分して記載することとした。

以上